

お知らせ

住基カードの返納義務がなくなります

市民課
☎229-3144 📠221-1173

これまで、公的な身分証明書などに使える住民基本台帳カード（住基カード）は、転出時に住基カードを交付した市区町村に返納しなければいけませんでしたが。

7月9日（月）からは、住民基本台帳法が一部改正されるため、返納義務がなくなり、転入先の市区町村で継続利用の申請をすれば、引き続き使うことができます。



災害に遭った場合に市税を減免

市民税課
☎229-3130 📠229-3331
資産税課
☎229-3132 📠229-3331

地震や風水害などの災害で被災した場合に、災害発生日以後に納期限となる市税が減免される制度があります。減免を受ける場合は、納期限の7日前までに「減免申請書」と「り災証明書」を提出してください。

内容 被災の程度に応じた割合で減免

対象

■市・県民税

- 災害により、本人（同居の親族を含む）が所有する家屋または家財に生じた損害金額（保険金や損害賠償金などで補てんされた金額を除く）が、価格の3割以上であると認められる場合
- 災害により死亡した場合など

■固定資産税・都市計画税

- 被災により、面積の2割以上

が地形を変じた土地

- 全壊、半壊または床上浸水による損害金額（保険金、損害賠償金などで補てんされた金額を除く）が、価格の2割以上であると認められる家屋と償却資産



訓練のサイレンにご理解を

久居総合支所地域振興課
☎255-8816 📠256-7666

津市消防団久居方面団の夏期訓練と水防訓練を行うため、久居地域の各消防団詰所のサイレンが鳴ります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

と き 7月8日（日）7時～

7月9日（月）から外国人住民の住民基本台帳制度がスタート

問い合わせ 市民課
☎229-3147 📠221-1173

住民基本台帳法が改正され、7月9日から外国人住民の皆さんも住民基本台帳制度の対象となり、住民票が作成されます。

対象となる外国人の皆さんには、住民票に記載される内容を既に5月に郵送し、確認をお願いしています。

確認された内容は、7月9日から住民票となりますので、誤りがあれば、市民課までお知らせください。誤りがなければ連絡の必要はありません。通知が届いていない人は、市民課までお問い合わせください。

引っ越しのときは転出の届出を

7月9日からは、日本人と同様に外国人住民も転出地の市町村に転出届をして、転出証明書の交付を受けた後、転入先の市町村で転出証明

書を添えて転入届をすることになります。

日本人と同じ世帯の人は、日本人と一緒に届出の記載ができるようになります。

転入・転出・転居の届出には在留カードまたは特別永住者証明書をお忘れなく

住所地の変更は、在留カードまたは特別永住者証明書の裏面に記載しますので、転入・転出・転居の届出のときには、必ず持ってきてください。まだ、在留カードや特別永住者証明書に引き替えていない人は、外国人登録証明書をお持ちください。

これらの届出は、市民課または各総合支所市民福祉課（市民課）で受け付けます。なお、各出張所、アストプラザオフィス、久居駅前出張所では、受け付けていませんのでご注意ください。